

## 2021年12月25日裁判司法研究会議事録

### 1. 概要

【日時】2021年12月25日午後2時から午後5時30分ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、小林、南京家、清水、林、巫（6名）

【委任事項】

山村、坂上から、会則改正についての賛成通知あり。

### 2. 会則の改正について

(巫) 今回の研究会では、会員総会として、会則の改正について決議することを強く望みます。現在の会則は2015年5月4日にその前の会則を微調整したのですが、その例会で、会則を徐々に修正して会の実情を反映させ、会員や役員についても確定して、会を充実させていこうという意向が合意されていきました。しかし、そのときにある事件が起こり、参加者が途中退席して、会則の検討が中座してしまい、今日に至っております。

その間、裁判司法研究会を継続的に開催し、認識を深めてきました。今回は、会則の目的と目的を実現するための手続を会則に盛り込み、また会としての意思決定手続も明文化したいと思います。

(以下、会則改正案を巫が朗読)

(南京家) このような本格的な会則は、必要なのか。

(巫) たとえば、会社では定款があり、法人としての手続が厳密に定義されています。本会も会として意思を持って行動するためには、会の目的や会の意思決定方法をきちんと決めておくべきだと思います。

(林) 裁判批判を通して裁判正常化を行うという規定だが、その言葉自身に反対はしないが、裁判批判という用語に特別な意味があるのか。あれば、問題になるかもしれない。

(巫) 2015年2月の研究会で家永三郎の『裁判批判』という文献を参考にして、会の方針を定めたことを裁判批判と表現している。家永は松川事件裁判における裁判批判を田中耕太郎最高裁長官が否定する論拠に反論して、裁判批判の合法性、正当性、必要性を論じた。

(林) 裁判批判が単なる字義通りのものならば、構わないが、特別な学者の議論に依拠しているというのであれば、その議論がどのようなものか知らないので、判断できない。

(巫) その時のレジュメに沿って説明したい。(レジュメを解説。)

(林) その内容が会則の中に具体的に書いてあるほうが良いが、表現に凝るときりがないので、そういうことを含みにして、会則を改正することは構わないと思う。

**【会則改正に関する議決】**

出席会員4名、準会員2名、委任者2名の8名が全員賛成。  
改正は決議されました。会則は12月27日より施行します。

**3. 玉江峰子さんの事件**

(小林) 玉江さん巫宛に郵送した資料を精査する必要があるので、巫の住居に近い野田市まで行って、市の施設を借りて、検討したいと思う。  
(巫) 和室ならば比較的予約しやすいので、落ち着いたら手続きします。

**4. 次回の予定**

2022年1月8日(土) 14時から17時くらいまで、Zoom会議。Zoomホストは小林さんの予定。  
玉江さんの資料の検討の日時は、別途、決める。

**5. オンライン飲み会**

本年最後の会なので、オンライン飲み会に移行し、団欒しました。

以上  
2021年12月27日  
巫召鴻